

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

池田町長 竹中 誉

市町村名 (市町村コード)	池田町 (214043)
地域名 (地域内農業集落名)	八幡地区 (八幡、片山、市橋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

鳥獣による作物への被害が多い。
水田において湛水機能が確保されていないため、令和9年度以降に水田活用の直接支払交付金が支払われなくなる可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田での水稲作付を基本としつつ、麦・大豆などの転作作物、野菜や花きなどの高収益作物の作付けをする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	160 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	160 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農地とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体である認定農業者が担っていくほか、認定新規就農者の受け入れを促進していくことにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
県の事業を活用し用水路改修を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

地域による鳥獣害対策の集落点検体制(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。